成功するための秘訣が聴ける!

「行政書士資格の活かし方」 セミナー

行政書士 桂井茂敏 2015.2.14

1. 行政書士の業務

1. 行政書士法では

第1条の2 (業務)

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、**官公署に提出する書類**(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第19条1項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

② 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律に おいて制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に 掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行う ことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を 官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手 続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して 行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続にお いて当該官公署に対してする行為(弁護士法72条に規定する法律事件に関する 法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。
- 二 前条の規定により行政書士が作成することができる**契約**その他に関する**書類を代理人として作成**すること。
- 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

行政手続法第2条(定義)第3号

申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

弁護士法第72条 (非弁護士の法律事務の取扱等の禁止)

弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、 再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、 仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とす ることができない。

第19条 (業務の制限)

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を 行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ 容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の 経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合 は、この限りではない。

第21条

次の各号のいずれかに該当する者は、**1年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に 処する。

- 一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 二 第19条第1項の規定に違反した者

2. 行政書士の業務とは

1. 行政書士の業務は相談に応じること

第1条の3

前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について**相談に 応ずる**こと(三号)。

1

前条に規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること(二号)。

J

前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する**書類を官公署に提出する手続**及び当該**官公署に提出する書類に係る許認可**等(行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること(一号)。

2. 権利義務に関する書類とは

権利義務に関する書類とは、権利の発生、存続、変更、あるいは消滅の効果を生じさせようとして作成する書類をいう。

遺言書の起案及び作成指導、相続人及び相続財産の調査、遺産分割協議書、遺言執行手続き、財産目録、離婚協議契約書、慰謝料請求書、売買契約書、請負契約書、示談書、始末書、会社定款・議事録、就業規則、賃金規定など権利義務に関する書類。

3. 事実証明に関する書類とは

事実証明に関する書類とは、社会生活上の様々な権利、利益が守られるように事実(事項)について証明するために作成する書類をいう。

内容証明郵便、交通事故調査書、財務諸表、会計帳簿、履歴書(会社経歴書、略歴書など)、実施調査に基づく図面(最寄りの駅からの案内図、営業所の半径100m以内の周辺地図、案内図、平面図、見取図、求積図など)など事実証明に関する書類。

刑法第159条(私文書偽造等)

行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して**権利、義務**若しくは**事実証明に関する文書**若しくは**図画**を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

- ② 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- ③ 前2項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

4. 著作物の(存在)事実証明とは

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術 又は音楽の範囲に属するものをいう(著作権法2条第1項第1号)。

著作権とは、著作物の表現そのものを保護する知的財産権のひとつである。

著作権は、権利を得るために登録などの手続きを一切必要とせず、作品を創作した時点で権利が自動的に発生する(無方式主義)。

著作物とは、講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、楽曲、楽曲を伴う歌詞、 日本舞踊、バレエ、パントマイムなどの振り付け、絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置、芸 術的な建築物、地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など、劇場用映画、 アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分、写真、グラビア、コンピュータプログラムなどをいう。

5. 法律相談、書類作成、官公署に提出する

①建設、建築に関するもの

建設業許可申請、経営事項審査申請、建設工事等入札資格審査申請、電気工事業者登録申請、宅地建物取引業者免許申請、建築士事務所登録申請など。

②法人設立に関するもの

株式会社、NP 0法人、医療法人、公益(一般)財団法人、公益(一般)社団法人、 社会福祉法人の設立(ただし、登記申請の代理は弁護士・司法書士の独占業務)など。

③外国人の在留、国籍に関するもの

在留資格取得・変更許可申請、再入国許可申請、在留資格認定証明書交付申請、永住 許可申請など外国人が在留するための手続き、帰化許可申請など日本国籍を取得する ための手続き、国際結婚による戸籍の手続きなど。

④営業の許可に関するもの

風俗営業(クラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター)、飲食店営業(スナック、バーなど)、 貨物運送業、産業廃棄物処理業、貸金業、旅行業、古物商営業(プランド品、貴金属、 時計、皮革製品類、金券類、自動車、バイク、書籍、厨房設備、事務機器などの中古品 再生・販売業)などの営業許可申請など。

⑤自動車、運転許可に関するもの

自動車登録申請、自動車保管場所証明書、交通事故保険金請求、自動車運転免許交付申請など。

⑥知的財産権に関するもの

著作権相談・調査、著作権譲渡・利用許諾契約書作成、著作権登録申請、著作隣接権 移転登録申請、プログラム登録申請、種苗法による品種登録申請など。

6. 行政書士は事務弁護士solicitorである

イギリスの弁護士制度は二元主義である。

- ①法廷弁護士barrister 法廷での弁論だけを専門に担当する。
- ②事務弁護士solicitor
 - 一般の法律相談や書類の作成・管理をする弁護士で法廷には立たない。

3. 行政書士の業務は、会社法務と市民法務

1. 会社法務(B²B)と市民法務(B²C)

2. 特上カバチ!! (モーニング連載)の読み方

①非弁行為(事件性・争訟性事件の受託、ex.債権回収・交通事故等)

3. 交通事故示談業者

自動車交通事故による損害賠償の示談とりまとめ等を業とした弁護士法違反 事件の一部無罪

「一般市民の日常生活から生ずる簡易で少額な法律事件は、弁護士の通常業務範囲からほとんど全面的に疎外されているといって過言でない。

弁護士でなくても十分処理しうるような簡易、少額な法律事件、法律事務についてまで、弁護士でなければ一切報酬をうる目的をもってしては取扱いえないとすることは社会的衡平の見地から、とうてい許されないであろう。それは特定の職業階層に対し、与えられるべき以上の独占的な営業範囲を与えるとともに、国民一般に対し必要以上の不便、不自由を与えるにすぎないと思われる(昭和46年2月札幌地裁)。」

4. 遺産相続関係手続報酬金請求訴訟

行政書士が、遺産相続手続きを行い、依頼人を被告とした報酬請求事件 「相続財産の調査、相続人の調査、相続分なきことの証明書や遺産分割協議書等の書類 の作成(中略)右各書類の内容を説明することについては(中略)行政書士の業務の範 囲内である。

遺産分割について紛争が生じ争訟性を帯びてきたのにもかかわらず(中略)折衝することは、単に行政書士の業務の範囲外であるというばかりでなく、弁護士法第72条の「法律事務」に該当し、いわゆる非弁活動になる(中略)折衝したことについての報酬を原告は請求できないというべきである(行政書士がその業務範囲を超えて、弁護士法第72条違反の所為に及んだ事件の一部認容・平成5年4月25日東京地裁)。」

5. 観賞用家系図作成に係る行政書士法違反事件

観賞用又は記念用の家系図作成は、行政書士法第1条の2第1項にいう行政書 士業務に該当しない。

「事実証明に関する書類とは、官公署に提出する書類に匹敵する程度に社会生活の中で 意味を有するものに限定されるべきものである。(中略)被告人が業として家系図を 作成した行為は行政書士法19条1項に違反しない(平成22年12月20日最高裁判決)。」

4. 行政書士の法律相談と経営相談

1. 高齢者をささえる法律相談 相続・遺言、認知症と財産管理、成年後見制度

遺言とは http://www.koshonin.gr.jp/yu.html
任意後見契約とは http://www.koshonin.gr.jp/nin.html
尊厳死宣言公正証書に関する事実実験 http://www.koshonin.gr.jp/ji.html
家事事件Q&A http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kazi/index.html
全国裁判所一覧 http://www.courts.go.jp/map.html
全国公証役場一覧 http://www.koshonin.gr.jp/sho.html
成年後見制度・成年後見登記制度 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html

2. 知的財産権業務

著作権登録申請、種苗法に基づく品種登録申請、プログラムの著作物に 係わる登録申請、デジタル時代における音楽著作権・映像著作権の契約業務

文化庁·著作権課 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html

- (社) 著作権情報センター http://www.cric.or.jp/
- (財) ソフトウェアー情報センター http://www.softic.or.jp/

知的財産戦略本部 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/

知的財産高等裁判所 http://www.ip.courts.go.jp/

特許電子図書館 http://www.ipdl.inpit.go.ip/homepg.ipdl

品種登録ホームページ http://www.hinsyu.maff.go.jp/

- (社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC) http://www.jasrac.or.jp/
- (独) 中小企業基盤整備機構 · 知的資產経営支援

http://www.smrj.go.jp/keiei/chitekishisan/index.html

3. 国際関係業務

国際結婚と離婚、外国人の就学、雇用、永住、研修、招へい、帰化

国際結婚と国籍法について http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html
入国・在留・登録手続 http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html
国籍別じず (査証)申請 http://www.moj.go.jp/mofaj/toko/visa/
帰化許可申請 http://www.moj.go.jp/ONLINE/NATIONALITY/6-2.html
国籍Q&A http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html
国籍の選択 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06.html

(財) 国際研修協力機構 (JITCO) http://www.jitco.or.jp/

4. ベンチャー、ニュービジネス社会創業・開業支援、女性の独立起業、ニュービジネス

創業・開業支援のための創業塾 http://www.jcci.or.jp/sme/sogyojinzai/ 日本政策金融公庫・新創業融資制度

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html

東京都制度融資 http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/metro-yuusi.html

東京信用保証協会 http://www.cgc-tokyo.or.jp/index.html

無担保無保証融資 http://www.jcci.or.jp/secret/marukei.html

中小企業庁·経営サポート http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/index.html

中小企業庁·金融サポート http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html

- (財) 中小企業振興公社·事業承継塾 http://www.tokyo-kosha.or.jp/
- (独) 中小企業基盤整備機構・ベンチャー支援 http://www.smrj.go.jp/venture

5. 公益法人·NPO法人·医療法人·介護保険公益法人、NPO法人、医療法人

公益法人設立 https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal
NPO法人設立の手引き http://www.npo-jp.net/tebiki/tebiki.htm
東京都庁・NPO法人設立 http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm
E療法人の設立・運営 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/hojin/
http://www.wam.go.jp

6. 市民相談、ADR、悪徳商法と消費者、予防法務 ADR、悪徳商法と消費者、内容証明

国民生活センター http://www.kokusen.go.jp

消費生活 トラブルと対策方法 http://www.kokusen.go.jp/jirei/info.html

消費者庁 http://www.caa.go.jp/

経済産業省・消費者行政の推進

http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/index.html

裁判外紛争解決手続(ADR)とは

http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/tetsuzuki.html

ADR (裁判外紛争処理手続) 情報コーナー http://www.kokusen.go.jp/adr

行政書士ADRセンター東京

http://www.tokyo-gyosei.or.jp/profile/adr/information.html

5. 行政書士で成功するために!

- 1. 行政書士資格の先進性を知る
- 1. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法) 平成20年5月成立、同年10月施行。同法施行規則平成22年3月31日最終改正。
 - ①民法の遺留分に関する特例
 - ②金融支援など事業承継円滑化に向けた総合的支援策の充実
 - ③相続税・贈与税の納税猶予制度など事業承継税制の抜本的な拡充
- 2. 平成21年度入管法改正
 - ①在留カードの交付など新たな在留管理制度を導入
 - ②特別永住者には特別永住者証明書の交付
 - ③研修・技能実習制度の見直し
 - ④在留資格「留学」と「就学」を一本化
 - ⑤在留期間更新申請等について在留期間の特例
 - ⑥外国人登録制度の廃止
- 3. 平成24年度著作権法改正
 - ①いわゆる「写り込み」(付随対象著作物の利用)等に係る規定の整備
 - ②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備
 - ③公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
 - ④著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
 - ⑤違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備
- 4. 知的資産経営の可視化により作成される知的資産経営報告書 人材、技術、組織力、取引関係等、企業の競争力などの資産(知的資産)を認識 し、活用することで、収益につなげる経営スキームの構築(経済産業省)
- 5. 行政書士ADRセンター東京(東京都行政書士会)
 - ①外国人の就学と就労に関する民間紛争解決手続の業務
 - ②敷金返還に関する民間紛争解決手続の業務
 - ③歩行者と自転車の交通事故に関する民間紛争解決手続の業務
 - ④愛玩動物に関する民間紛争解決手続の業務
- 6. 東京都行政書士会・賃貸住宅問題相談センター 住宅セーフティネット基盤強化事業として裁判外紛争処理手続きの活用等による 電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業(国土交通省)

- 2. 行政書士はあなたの街の法律家、経営法務コンサルタント 行政書士の顧問契約書
- 3. 行政書士の広告・宣伝・営業とは
 - ①商品を作ること、「行政書士」は商品ではない。
 - ②開店するには、商品を「仕入れ」て陳列する。値札を付ける。
 - ③商品数は、The more the better.
 - ④行政書士は「専門分野」をもたなければならない、と言うけれど?
 - ⑤広告、宣伝、営業は、ひとりでも多くの人びとに知ってもらう。
 - ⑥ホームページ、ブログ、ツイッターなどITの利用。
 - ⑦名刺、リーフレット、パンフレット、あいさつ状、年賀状、暑中見舞いなど。
 - ⑧DM、営業電話、ポスティング、飛び込み訪問など。
 - ⑨広告媒体を利用する。
 - ⑩無料相談会の開催、法律相談セミナーの開講、行政書士事務所の開放など。

●講師紹介

桂井茂敏 (かつらいしげとし)

行政書士・経営法務コンサルタント、行政書士実践実務研究会代表 前東京都行政書士会理事、前東京都行政書士会著作権相談センター所長 著書に「行政書士でガッチリ稼ぐ本」(日本法令)他多数。

©S. Katsurai 2015. Printed in TAPAN